緑 地 保 全 事 業 要 綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例(平成11年川崎市条例第49号)の趣旨に基づき、良好な自然の存する地域を緑地として指定し、自然環境の保全を図ることを目的とする。

(指定等)

- 第2条 市長は、良好な自然の存する地域を当該土地の所有者の承諾を得て、緑地として指定することができる。
- 2 前項の協定にかかわらず、当該土地の所有者は緑地の指定を市長に申し出ることができる。

(協 定)

- 第3条 市長及び緑地の所有者は、当該緑地の管理等に関する協定を締結するものとする。
- 2 前項の協定の期間は、おおむね5年以上とする。

(管理)

第4条 緑地の所有者は、当該緑地を適切に管理するものとする。

(権利の移転等)

第 5 条 緑地の所有者は当該緑地の存する土地の所有権を移転し、又は当該土地に 用益権を設定しようとするときは、あらかじめ市長に申し出るものとする。

(解除)

- 第6条 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、緑地の指定を解除 することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、緑地の所有者は市長に対し、前項の規定による指定の解除をなすべきことを申し出ることができる。

(助 成)

第7条 市長は、毎年度予算の定める範囲内で、当該緑地の所有者に対し、保全の ための奨励金を交付することができる。 (その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

(山林および斜面緑地の保存要綱の廃止)

2 山林および斜面緑地の保存要綱(昭和47年4月1日決裁)は廃止する。

(山林および斜面緑地の保存要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱施行の際、現に山林および斜面緑地の保存要綱に基づき、保存地として指定されているものは、緑地保全事業要綱に規定する緑地とみなして、緑地保全事業要綱の規定を適用する。

付 則

この改正要綱は、平成14年3月1日から施行する。